

運転責任者判定業務準備状況の確認について

日本原子力技術協会（以下、「原技協」という。）が、J E A C 4 8 0 4 - 2 0 0 8 「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」（以下、「判定規程」という。）の要求事項に適合した運転責任者判定業務マネジメントシステムを構築していることについて、運転責任者運営委員会（以下、「運営委員会」という。）において以下のとおり確認した。

1 判定機関に対する要求事項

判定規程では、6. において判定機関に対する要求事項を規定している。以下、内に要求事項を、その下に原技協の準備状況を記す。

a) 判定業務の実施にあたり、原子炉設置者との関係において、独立性、公平性並びに公正性を保てるような組織、体制を整えること。

組織：原技協は、原子炉設置者に対して、第三者的立場にある法人（有限責任中間法人）であり、パンフレットに、「原子力事業者からの独立性を有し、客観性をもった第三者的立場から牽制機能を働かせる」ことを明記している。

原技協は、品質方針にて「原子力事業者からの独立性を有し、客観性をもった第三者的立場から牽制機能を働かせる」ことを定めている。また品質保証計画書の製品に「原子力技術者の維持・育成（運転責任者判定等）活動」を含めている。

独立性、公平性並びに公正性をチェックする諮問委員会の目的が諮問委員会規約に定められている。

原技協は、運転責任者判定業務に係る規程類として、判定規程に加え JISQ17024 及び JISQ9001 を適用規格とした「PBP-810-0001 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務に関する規程」（以下、「運責規程」という。）等の規程類を制定している。

運責規程の制改訂に当たっては事前に運営委員会が確認を行っている。

体制：管理主体は、技術基盤部長（電力出向者）、GL（電力出向者）、及び担当（プロパー 1 名、電力出向者 2 名、派遣社員 1 名）で構成されている。これらの要員は、独立性、公平性並びに公正性を誓約する文書を、各自作成・署名していた。

組織、体制の補足として、「図-1 運転責任者判定業務組織図」、「図-2 合否判定ブロック図」及び「図-3 規程類体系」を添付する。

b) 運転責任者諮問委員会を設置すること。また、運転責任者諮問委員会は、運転責任者判定の運営に直接関与しない外部の者から構成され、かつ、特定の機関、団体、業界等に偏りがないようにしなければならない。

委員会の設置：原技協は運転責任者諮問委員会（以下、「諮問委員会」という。）を設置し、委員会規約を公表している。第1回諮問委員会を平成20年3月24日に、第2回諮問委員会を平成20年5月26日に開催していることを議事要旨で確認した。第3回諮問委員会開催を平成21年2月18日に計画していることを開催案内で確認した。

委員構成：諮問委員として、学識経験者1名及び産業界の経営層2名が委嘱されていることを、委員名簿で確認した。なお、山之内委員の逝去により、確認日現在の委員は2名であるが、2月18日の第3回諮問委員会で、産業界から新たな委員を選任する計画である。

c) 以下を保証できるように判定業務を実施すること。

1) 本規程の要求事項を満たすこと。

→原技協は、運責規程の適用規格として判定規程を定めている。判定規程と運責規程の適合性比較表により、判定規程の要求事項を全て満たしていることを確認した。

2) 原子炉設置者との関係において、独立性、公平性並びに公正性を保つこと。

「諮問委員会」において、外部監査的に確認することとしている。

「運営委員会」において、審議、確認することとしている。

「運責規程」に、判定に係る要員の誓約書作成等を規定している。

d) 判定業務に関する運営のために、組織、手続き等に係る必要な規程、マニュアル類を定める。これらの規程、マニュアル類に定めなければならない事項については、少なくとも以下に掲げるものとする。

1) 判定業務に関する手順（受験者等並びに所属機関の手続きを含む）に関すること。

→原技協は、図-3に示す規程類体系を構築している。

判定業務に関する手順：原技協は、運責規程の別図-3で、判定業務に関する基本プロセスを定めている。受験者及び更新者（以下、「受験者等」という。）と判定機関（原技協）及びシミュレータ訓練施設との取合いは、別図-3で明記されていた。なお、受験者は、新規判定申請書を、更新者は、更新判定申請書を、受験者等の所属機関は、経歴・地位証明書を発行するが、それらの様式は、合否判定等業務手順書に定められ、具体的な記入方法は、申請書類記入手順書に記載される。

2) 試験並びに講習の頻度やスケジュールに関すること。

頻度：原技協は、現行制度の運用を踏襲し、口答(筆記)試験並びに講習を原則として四半期に1回実施することを、**合否判定等業務手順書**に規定している。なお、運転実技試験は、有効期間が受験した日から6月であること、及び試験に合格した者が口答(筆記)試験並びに講習を受けることを**合否判定等業務手順書**で規定しており、運転実技試験の頻度やスケジュールを規定する必要はない。

スケジュール：原技協は、口答(筆記)試験並びに講習のスケジュールを、原則として年4回東京（5月及び11月）及び大阪（8月及び2月）の会場にて実施することを、**合否判定等業務手順書**に規定している。

3) 判定業務に関する組織に関すること。

原技協は、運責規程の別図－1に技術基盤部を管理主体とする判定業務組織を定めている。（a）にて確認済み）

4) 組織が実施する職務並びに責任に関すること。

→原技協は、管理主体の職務並びに業務の実施者を**運責規程**4章～7章に定めている。要員の力量を**運責規程**4.5項に規定している。

また、各委員会の審議事項等をそれぞれの**委員会規約**に定めている。なお、諮問委員会及び運営委員会の**審議事項**等は、原技協の一般向けホームページに公表される。

5) 試験及び試験問題の管理に関すること。

→原技協は、**試験問題バンク管理手順書**、**口答試験実施手順書**及び**筆記試験実施手順書**に試験及び試験問題の管理（試験の評価、問題作成、問題バンクの管理、漏えい防止及び機密保持等の具体的な手順）に関することを規定している。

6) 業務の一部を委託する場合の取り決めに関すること。

→原技協は、口答試験並びに講習の委託に関する取り決めについて、仕様書等に明記することを**合否判定等業務手順書**に規定している。

e) 記録に関する必要な事項を明確にする。

→原技協は、各手順書に記録一覧表を添付し、申請、試験、判定、更新並びに保留等に関する記録名称、承認者、保管期限等を明確にしている。記録一覧表の例を以下に記す。

8 記録

この手順書で定める記録の記録名称、作成箇所、承認者、保管期限及び記録様式番号等は、『添付資料1 記録一覧表』による。

添付資料1 記録一覧表(抜粋)

1. 製品記録

様式番号	記録名称	作成箇所	承認者	保管担当箇所	保管期限	記録様式番号
8	原子力発電所運転責任者新規判定申請書	受験者	—	技術基盤部 技量認証G	5年	PSP-810-0001-1
9-1	経歴・地位証明書	所属事業所	事業所の長	同上	5年	PSP-810-0001-2-1

2. 活動記録

様式番号	記録名称	作成箇所	承認者	保管担当箇所	保管期限	記録様式番号
1-1	運転責任者判定業務に係る誓約書	技術基盤部 技量認証G	技術基盤部長(確認)	技術基盤部 技量認証G	永年	PSP-810-0001-31
1-2	承諾書	各委員	同上	同上	永年	PSP-810-0001-32

f) 守秘義務及び機密の保護のために必要な事項を明確にする。

原技協は、運責規程4. 4項に、業務の実施で得られた全ての情報(原技協が公表又は開示可能と判断するものを除く)を機密にすることを規定している。また、5. 3項で試験問題等に関する機密管理を規定している。その規定を受け各手順書において、記録の内、個人情報に関するもの及び試験問題に関するものは、施錠管理された部屋の施錠管理された書棚に保管することを規定している。

【合否判定等業務に関する規程】

4. 4 判定業務組織

5. 3. 2 口答試験問題

(4) 技術基盤部長は、レビューされた口答試験問題案の中から出題する試験問題を選定・承認し、試験終了までの期間、試験問題漏えい防止の観点から別に定める手順書に従い機密管理を行う。

【口答試験実施手順書】

記録の種類に応じて、以下のように規定されている。

- ・個人情報を含むものは、運転責任者判定作業室の施錠管理の書棚に保管する。
- ・試験問題は、持ち回りで回覧し、承認後は運転責任者判定作業室の施錠管理の書棚に保管する。

2 その他、判定規程に規定されている判定機関の実施事項

判定規程の附属書（規定）に判定機関の実施事項が規定されている。以下、内に実施事項を、その下に原技協の実施状況を記す。

附属書B 運転実技試験 B.1 b) 判定機関は、本規程で定める運転実技試験を行うシミュレータ訓練施設をあらかじめ認定する。

附属書E 上級運転員に対する教育・訓練 E.1 b) 判定機関は、本規程で定める更新のための上級運転員に対する教育・訓練を実施するシミュレータ訓練施設をあらかじめ認定する。

→原技協は、*運責規程及びシミュレータ訓練施設認定手順書*に、シミュレータ訓練施設認定に関する必要事項を規定している。平成20年4月8日～4月21日の期間でシミュレータ訓練施設の募集を行い、応募したシミュレータ訓練施設について、書類審査並びに現地審査を実施している。審査結果については、運営委員会が確認を行っている。原技協は、*認定結果*について平成20年5月21日に公表している。

附属書C 口答試験 C.2.1 a) 判定機関は、次の1) から3) に掲げる基準のいずれかに適合する者の中から、口答(筆記)試験委員をそれぞれ2名以上委嘱する。

- 1) 原子力工学に関する学識経験を有する者
- 2) 原子力発電所の運転管理又は教育・研究に十分な経験を有する者
- 3) 運転実技試験委員

→原技協は、*口答(筆記)試験実施手順書*に、口答(筆記)試験委員の委嘱手続きを定めている。なお、口答(筆記)試験委員の委嘱は平成21年3月中旬に実施の*計画*である。

附属書D 講習 D.2.1 a) 判定機関は、次の1) から3) に掲げる基準のいずれかに適合する者の中から、講習の科目ごとに講師1名以上を委嘱する。

- 1) 関係法令及び保安規定に精通している者
- 2) 管理・監督者教育を研究、実践している者
- 3) 原子炉の運転に関する知識を広く有する者

原技協は、*講習実施手順書*に、講習講師の委嘱手続きを定めている。なお、講習講師の委嘱は平成21年3月中旬に実施の*計画*である。

以上

添付資料

- 図-1 運転責任者判定業務組織図
- 図-2 合否判定ブロック図
- 図-3 規程類体系

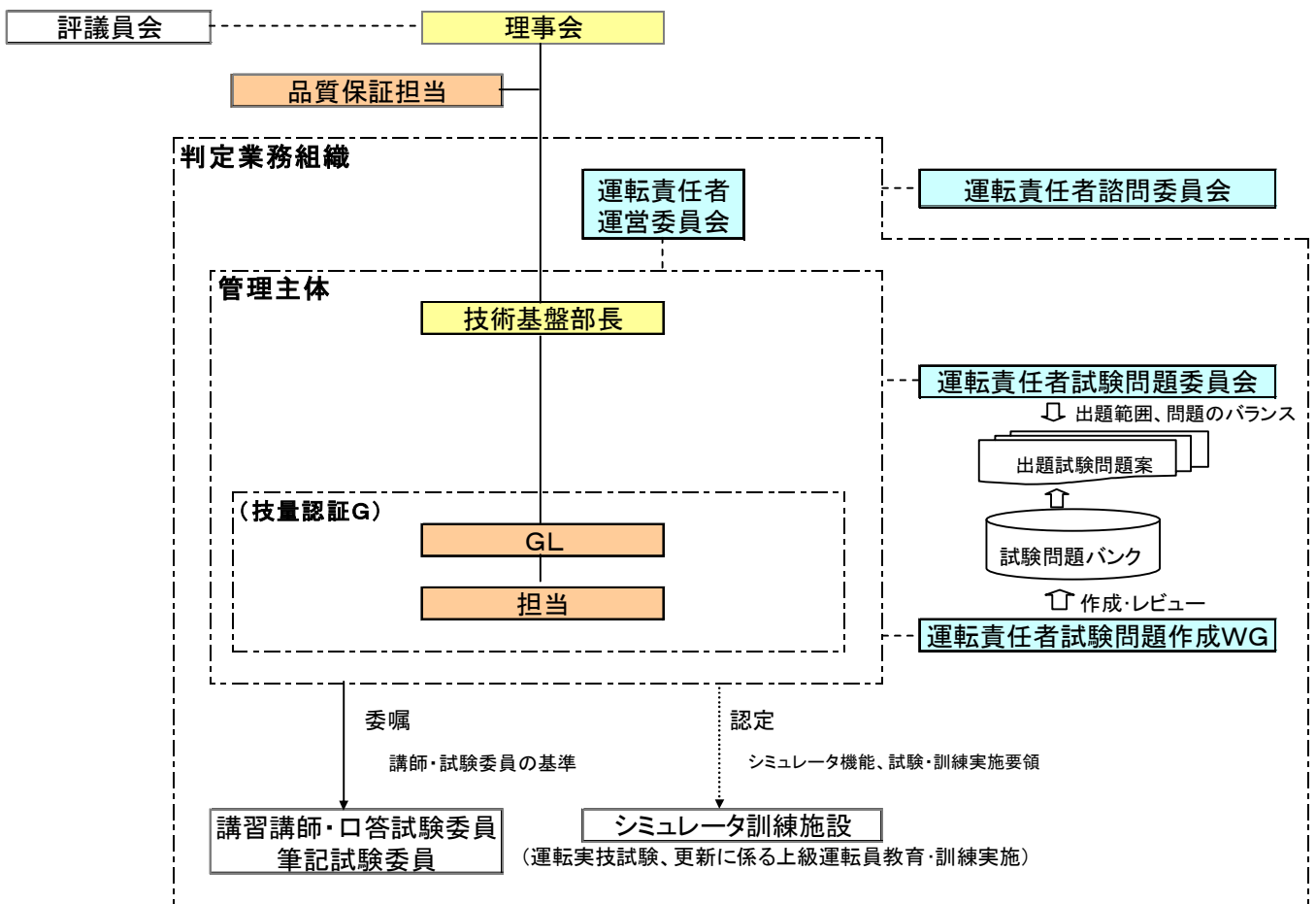
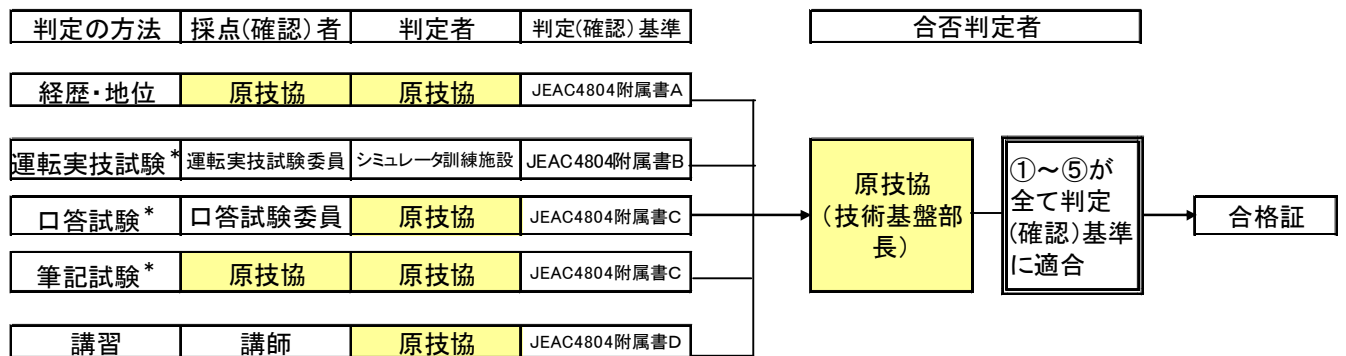


図-1 運転責任者判定業務組織図



*更新者は、②、③、④の代わりに上級運転員に対する教育・訓練を修了していることで判定する。

図-2 合否判定ブロック図(受験者)

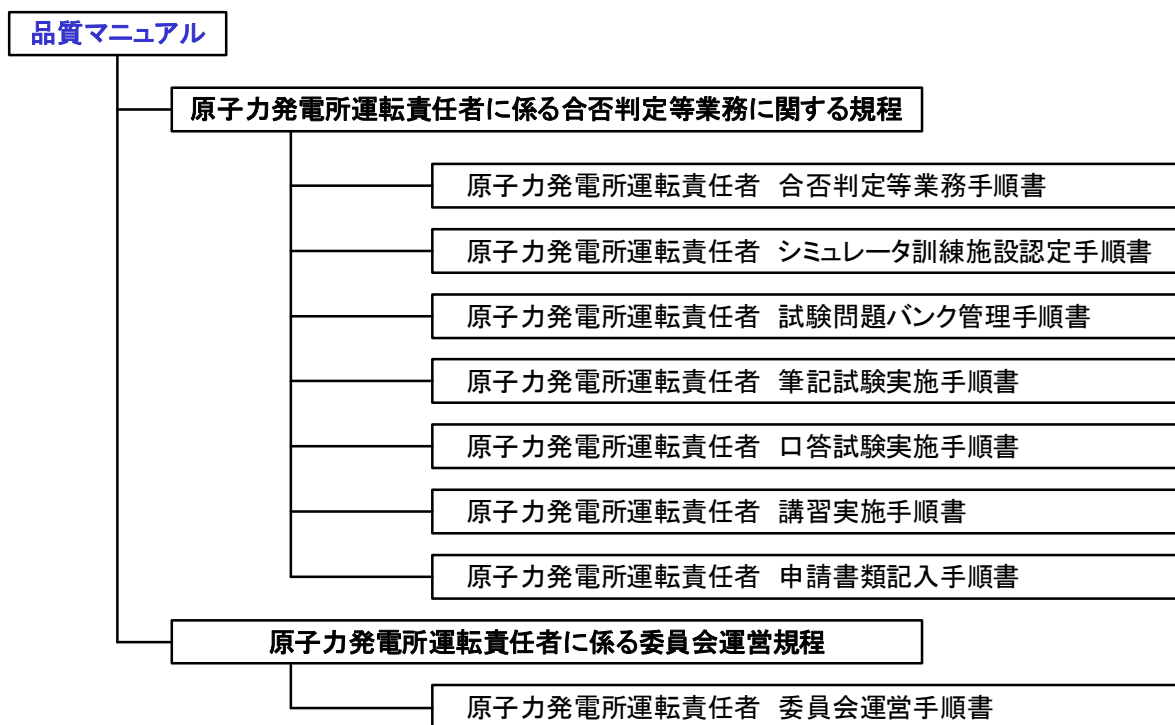


図-3 規程類体系